



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	討論と総括
Citation	北大法学論集, 52(1), 274-287
Issue Date	2001-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15075
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(1)_p274-287.pdf



討
論

司会（中村睦男・北大教授）では、討論を開始したいと思えます。まず、先程のコメントの中で町村先生からマッセ先生に対する質問という形で発言されていた点について、お答えいただけますか。町村先生の質問は、団体訴権の濫用の問題について、どうお考えかということだったでしょうか。

マッセ（ポワチエ大教授）確認しますが、質問は団体訴権の濫用をどうコントロールするかということですね。確かに、濫用の危険はあると思いますが、しかし、全ての自由、全ての権利というものには、濫用の危険はあると言わなければなりません。そういう次第で、もし自由を望むのであれば、そこに伴うリスク、つまり濫用のリスクというものを引き受けなければいけないのではないのでしょうか。そこで、フランスで存在する団体訴権、associationの活動に対する規制の問題を申し上げますと、町村先生がご指摘になったように最低限のコントロールしか存在していません。それは何かというところ認可です。町村先生がご指摘になった例をとって、もう少し詳しく説明したいと思います。それはインターネット上の文書流入に対するユダヤ人学生の差止訴権の行使の問題です。もし、この団体に訴権が認

められていなかったとしたら、どういうことになったか考えてみたいと思います。その場合には、警察も検察もインターネット上でそのようなことが行われていることを知らないという状態が発生する蓋然性が高い。なぜなら、警察も検察も十分な時間がなく、インターネット上を監視する十分な手段もないからです。それに対して、問題となっているassociationは最初の日からそういうことを知ったわけです。仮定の話としてはこのassociationが単に警察に通報する、そういうことが言えたかもしれませぬ。つまり、告訴権だけが認められて、実際、訴権を行使するという権利が認められていない、そういう状態です。

その場合には、要するに告訴だけした場合にはそれを受けた検察官は数週間かけて結論をだす、あるいは数ヶ月かける、あるいは場合によっては検討した結果何もやらない、ということもありうるでしょう。更に言えば検察官の中にも近代的自由の擁護者といえますか、インターネット上の表現の自由を擁護する人もいるかもしれないし、あるいはそのインターネット上の自由を主張するロビイストの存在を気にかける人がいるかもしれません。だから、いろいろなストーリー、筋書きが想定されるわけですが、実際には幸いなことに法律があつて、それが、団体に對して直接訴権を行使することを認めている、こういう具

合になってその法律が遵守される、という次第です。これに
議論があれば。

司会 町村先生、どうですか。

町村泰資（亜細亜大教授） フランスの司法界がインターネッ
トに対してそんなに寛容であるとは必ずしも思えませんが、そ
ういうストーリーは考えられるところだと思います。例えば日
本には株主の代表訴訟というのがありますが、株主の代表
訴訟の場合には濫訴の防止策として一定の担保を取らなければ
ならない場合がある、訴えを提起するときに行う勝訴の見込み
といえますか、それにも関わってくるわけですが、担保を積ま
なければならぬという場合があります。そのような法制の前
提には、やはり、主観的な利益を離れての訴え提起を認めた場
合には濫用の危険があつて、その場合には被告とされた者の不
利益を、何らかの形で擁護しなければならぬ、要するに、被
告とされた者の立場を考慮する必要というのがフランスでは
考えられないのだろうか、ということをお聞きしたいと思いま
す。

マッセ フランスについては、ご指摘のような性格のものとし
て、多分、刑事における私訴に関して次のことを指摘したら良
いと思います。それは、裁判官は、そのような私訴が過剰、や

りすぎだと思ふ場合には一定の罰金を命じることができま
す。一応そういう制度はあります。

町村 フランスの民事訴訟法にも七〇〇条という有名な条文が
あつて、これは、不当訴訟に対する損害賠償を超えた罰金のよ
うなものです。そのようなものとして理解してもよろしいで
しょうか。

マッセ 比較できる、似たようなものだと考えていいと思いま
す。ただその罰金が果たす抑制的機能というのは、個人の場合
と association の場合とは違います。つまり、個人にとっては
非常にダメージを受けるから、それが個人の濫訴を抑制する
という機能はあるでしょうが、団体については、場合によつては
大した負担にならない、あまり抑制機能はない、ということに
なるかもしれません。

司会 それでは、何か別のテーマでもどうぞご発言いただけ
ば。

マッセ 付言させていただきますと、弁護士の中山先生が、札幌
弁護士会が実施した檢察審査会を経験した人に対するアン
ケートについてご報告されたわけですが、このケースで一点、
申し上げたいことがあります。それから、常本先生が引用され
たトクヴィルについて、民主主義との関係で陪審制を位置づけ

ントは、最高裁による裁判官の統制を遮断する機能のようなものを陪審・参審に求める、というのであるならば、少なくともその陪審もしくは参審のメンバーが最高裁によつて選任されることがあつてはならないということは言えると思います。

司会 それでは、よろしいですか。先程、中山先生からは陪審制の意義ということで日弁連および弁護士としての立場からの発言がありましたけれど、中川先生も長い間弁護士の経験をされてますので、私の方から中川先生に、もし、コメントを頂けるのでしたら、ご発言をお願いします。

中川明（北大教授） コメントというよりも、むしろ中山先生に質問させていただきたいのですが、先生は、先程の報告の中で、法曹一元を実現した後でデンマークのように陪審と参審の併用が良いと言われましたけれども、併用ということの具体的な中身をもう少しご説明いただけるとイメージがはっきりとしてくるのですが。

中山博之（弁護士） まず、法曹一元を実現してからということですが、デンマークの参審員である市民は、裁判官のことを非常に信頼しています。そして、その裁判官も自分の限界を良く知っていて、一般の社会常識を持った市民の人と一緒に協議して判断するということが大事なんだと、こういうことを言っ

ております。私は、今の日本の最高裁の官僚裁判官みたいにしておりまして、リートの裁判官が、「自分は市民とは違う」という意識を持つた人達では駄目だと思つてますので、そういう意味で法曹一元が実現されてからと、言いました。デンマークの併用論は、重罪事件は陪審制で、否認事件は参審制です。そして、認めてい

る事件、自白事件は職業裁判官による裁判となっております。では何故否認事件で重罪とその他の事件を分けるのかということについては、デンマークで言われているのは、陪審制は参審制に比べて非常にコストがかかるということです。象徴的な意味で、陪審制は絶対に必要だとエバ・スミス教授は言われました。多少、お金がかかっても、時間がかかっても、陪審制を重罪事件で実現していくということが他の事件にも影響を及ぼし、非常に重要なことなのだという事だと思ひます。そして、日本人というのは、参審制論に割と興味を示すと思ひます。そうするか、参審制の考え方は日本人に認められやすいと思ひます。そういう意味で、現実的な路線ではないかという意味でも併用論を言っているわけです。

中川 中山先生は今日、資料として配られた「自由と正義」の中で、少年審判には、現在、法制審等々から出されている裁定制よりむしろ参審制を採用した形での少年審判制度の改

革をご提案なさっていますが、それは、デンマークでの陪審、参審の併用という問題とどのような形でつながっているのでしょうか。

中山 直接つながっていないかもしれませんが、提案の理由をもう少し説明します。まず、少年審判においては、否認事件で、非常に事実認定が難しい事件の場合、それは裁判官が合議であればよい、そして、そこに検察官が入ればよい、今日ではこのように、少年司法制度を改革しようとしています。私は、職業裁判官が三人になればもっと悪くなると思っています。つまり、三人の裁判官というのは、自由・公平な立場で議論して一つの結論を出すというよりも、部長裁判官がいて、右陪席、左陪席がいて、その序列がある中で結論を出しているわけです。それが果たして合議といえるのでしょうか。それよりはむしろ、参審制を導入して職業裁判官と、少年問題に詳しく、関心があり、理解がある人、例えば学校の先生や *Stucent*、そういう仕事に携わってきた人を参審員になつてもらい職業裁判官と協同して審判してもらえばよいと思います。フランスの参審制のように、ある意味で専門家である人達と職業裁判官とを組み合わせたらいいのではないかとことです。「自由と正義」の論文は、フランスの司法制度を見て私を感じたことについて書

いたのです。

中川 最後に、少年審判の参審制についてですけれども、日本において少年審判に参審制を導入する際に、気をつけるべき点として、どのような点を考えておりますか。

中山 私が少年事件に参審制を、と言ったのは、あくまで、少年が否認している時の事実認定の問題についてです。少年が否認しているとき、果たして事実が認められるのかどうかという問題と、その事実を前提に、どういう処遇をしたらよいのかという問題はやはり違うだろうと思っています。私は参審制で、少年の処遇まで全て決めてしまった方がいいと思っているわけではなく、少なくとも少年の非行事実の認定には参審制を採用すべきではないかというように思っております。これが気をつける点です。

中川 その場合、検察官の関与はどのようになるのですか。

中山 非行事実の認定という意味においては、成人の刑事事件の事実認定と同じにすべきだと思います。私はフランスの少年司法手続きを見て疑問に思った点は、職権主義であつて、裁判官が全部質問し、弁護士などはほとんど発言しないという点です。裁判官は事前にすべての記録を見て、その記録から少年に質問します。そこで少年が、僕はやっていないと言つたとして

も、記録に「僕がやった」と出ているのではないかという、そういうような尋問方法なのです。それよりはやはり、理念としては当事者主義訴訟の方がいい、そういう意味で検察官が関与した方が、裁判官が公平な判断ができると思いますので、検察官関与に私は賛成なのです。

司会 今、ちょうどフランスの少年裁判所の話が出て、最後に中山先生が指摘された、検察官がむしろ関与した方がいいと、フランスのやり方については問題があるという言い方をされた点について、マッセ先生のコメントをお願いしたいのですが。

中山 その前に、もう少し一般論化して言いますと、フランスでは、証拠調べ手続でも、裁判官が記録を読んで、記録に基づいて少年、あるいは被告人に一方的に質問します。法廷を見ていなくても、検察官などはほとんど喋っておらず、弁護士もほとんど喋っていません。私は日本の司法制度の方が良いというのではなく、当事者主義と職権主義を比べた場合、やはり当事者主義の方が優れていると感じたわけです。つまり、今まで外国に行ってもいつも日本の制度は良くないと思っていたのですが、少なくとも当事者主義の点は日本の方が良いのではないかと思っていました。この点、特に当事者主義についてどのように理解されているのか、少年事件と成人の刑事事件の両方についてお

いしたいのです。

マッセ フランスの状況ですが、それは中山先生がおっしゃったことはまさにその通りであります。とりわけ少年事件において裁判官が基本的な役割を果たしており、検察官も弁護士も十分な役割を果たし得ていない、それは確かだと思います。ただし、裁判官の役割をさらに見ると、裁判官は一面では *Judge* の役割を果たしており、一面では両親の役割を果たしており、一面では弁護士の役割も果たしているといえると思います。今申し上げたことは事実上、そうであるということですが、法律的にどうかという点、少年事件についての規則は成年についての規則と全く同じです。今日、弁護士の中に一定の運動があります。それは、それぞれの役割の見直しを求める運動であり、その内容は、検察官は起訴を行うべきであり、弁護士は未成年者の弁護をしつかりやるという方向で見直すべき、というものです。

会沢恒（北大助教） 今日フランスの話が中心ということですが、先程中山先生の方からデンマークの制度に関して陪審のコスト論の話が出ましたので、若干アメリカの状況について情報を補足させて頂きます。前提としてアメリカ人にとって、陪審制度は憲法で

保証されていることもあり、ないということは全く考えられないということです。アメリカ人にとって陪審の存在は所与のものであって、あるのが当たり前という存在です。しかしながら、彼等にとっても陪審はコストがかかるということは認識されておりまして、陪審は非常に大事な制度であるけれども、そうであるが故にそれが必要な場面にのみ使う、という意識をアメリカの法律家は持っているようであり、またそれを担保するため制度が公式、非公式に発達しています。まず刑事の方で言いますと罪状認否手続 (arraignment) 司法取引があります。また民事に関しまして、トライアル前の会議によって、両弁護士が争点整理を行い、しばしばその場で和解に至ります。あるいはトライアルに入らないで法律問題のみで裁判が可能であれば、summary judgment の形で裁判官限りで裁判をしてしまう、ということがあります。もう一度刑事の方に戻りますと、司法取引でいくとなると、弁護士が被疑者側につくものの、裁判官のチェックがなく、検察官と当事者という形で司法取引が行われる形になりますので、かえって検察官の権力が高まるという危険があるかもしれません。逆に司法取引が成立しなければトライアルへ行つて、陪審裁判となるという形になります。そういう意味で、中山先生が実務を踏まえてご指摘された、否認事件

のような場合には、陪審がより機能する可能性が高いと思われる。陪審制度の導入にあたっては、そのような陪審を迂回する制度（陪審のコストを考えると、陪審制度を脇から支える機能を果たしているとも言えます）も発達しうるのだということについても、ご留意いただければと思います。

司会 アメリカ法についての補足的コメント、どうもありがとうございます。

マッセ フランスでももちろん、重罪院における陪審手続というのは、かなりお金、コストがかかるわけですが、フランスでは今のところ、それが重大な障害になるところはありません。国が基本的にはその費用をみるということになっています。**司会** 瀬川先生、何か発言いただきたいのですが、よろしいですか。

瀬川信久（北大教授） 中山先生のお話の中で、自民党や経済界の中から陪審制の動きが出てきたということでした。この点に関し、日弁連が昔から主張していた司法改革と、今回の司法改革の動きとはかなり違つて、今回のはもっとひどいものだという趣旨の発言がありました。それをもう少し説明していただけと有り難いです。

それと関連してマッセ先生の「第三の途」が、日本と何かこ

う同じ様な動きがあるような、ないような、若干不明瞭な点があります。商事裁判所の動きと「第三の途」あたりが、中山先生のおっしゃったことと似た動きなのかとも思えるのですが、大きい流れというのがどの辺にあるのか、ということを知りたいのです。

司会 そうしますと、最初に中山先生にお答えいただいて、マツセ先生は最後のまとめのところと一緒に答えていただくということ、お願いします。

中山 弁護士会が考えていた司法改革というのは、今考えれば、確かに陪審制を言い、法曹養成や法律扶助等あらゆる面に触れていました。しかし、根本的な改革にまで至ってなかつたように思えます。弁護士会がどう考えていたかを述べさせてもらいます。法曹人口の問題でいえば、一番最初に検察庁が検察官になり手がいないと言いつ出し、裁判所ももつと若い裁判官が欲しい、もつと優秀な裁判官が欲しい、検察庁ももつと若く優秀な検察官が欲しいということになりました。当時は司法試験の合格者が五〇〇名くらいの時代だったわけです。そこで、法曹人口の増加という問題が出て、議論され始め、裁判所と検察庁と弁護士会が三者協議会を開いて法曹人口を決めていったという経過があります。結果として七〇〇名になって一〇〇〇名に

なったのですが、その際日弁連は、七〇〇名にすることにも反対し、一〇〇〇名にすることにも反対でした。最終的には司法改革協議会というのが日弁連主導でできて、そこには学識経験者やマスコミなど司法関係者以外の者が入って、そこで出た結論というのが一五〇〇名だったのです。その時も日弁連は一〇〇〇名を主張し、一〇〇〇名を検証しながら増加していこうという極めて消極的な考えでした。法曹人口というのは、司法改革の中でもきわめて重要な位置を占めております。自民党、経済界から出てきたのは、先程、常本先生からもお話があったように、まさに規制緩和ということでした。規制緩和、いわゆる事前規制の社会から事後規制の社会へ、ということなんです。では、裁判所が紛争を終局的に解決しなくてはならなくなるとなると今までの小さな司法から大きな司法へと変わっていかなくてはならないだろうということなんです。自民党などはそういう理解であったので、最初に言ったのは、裁判官の増員ということでした。しかし、物事を考えていけば、本質的には法曹人口そのものを増大させなければならぬということに行きつくわけ、そこから経済界、あるいは自民党は、弁護士会あるいは法曹界が考えているような人口増ではなくて、三〇〇〇名とか五〇〇〇名とかいう法曹人口の増大を言ったわけです。その時

点においては、弁護士会が考えていた司法改革と社会が要求する司法改革とは相当な開きがあったといえます。まさに法曹人口の増大というのは弁護士会が考えてもいなかった規模のものであったわけです。弁護士法七二条により、法律業務というのは弁護士が独占していたわけですが、弁護士が独占すべきではない、司法書士に、弁理士に、あるいは行政書士にやらせればいいではないか、という、そういう司法改革も含んでるわけです。

更に言えば、弁護士自身の改革まで含む大きな改革だったわけです。それは、法化社会といまして、企業は今以上に企業法務を担当する法曹を欲し、そういう法曹というのは、司法研修所を卒業していなくてもいいじゃないかという、そういう議論にまで発展していきまして、その是非はともかく、そこまで発展してきた議論というのは弁護士会が予想していた司法改革とは全く違うものだったわけです。こういう差があったということです。

総括

司会 どうもありがとうございます。それでは最後にまず、今日のフランス側の主報告をなさったマッセ先生にまとめの発言をお願いしたいと思います。

マッセ まず最初に瀬川先生のご質問、現在の動きについてお答えいたします。フランスでは一般的にいえるのですが、裁判官にせよ、弁護士にせよあらゆる改革に対して敵対的です。これらは、全体的にいうと非常に保守的な職業ということができます。しかし、そのこととここで先程出た商事裁判所及び第三の途の問題は区別する必要があります。まず商事裁判所ではないかと、そこには職業裁判官はいないので、批判は裁判官達から来ることも考えられるわけです。つまり、自分が参加していいことを妬んでいるということもあり得るということです。その点でまず、技術者、専門家からの批判があります。しかし他方ではもう一つの批判がありまして、経済的な危機に関しては、そこに参加している裁判官というのも、彼等自身が経済危機に関与していた人達であるわけですから、その人達がそういった経済危機を解決できるかどうかについては疑問があるということがいえます。それから、午前中も言いましたが、汚職

の問題があります。いくつかの商事裁判所は企業の危機を利用してしまして、そこから利益を得ようとしたこともあります。それから次に第三の途に関してですが、これについては二つの説明が可能であると思います。第一は従来の刑事司法の失敗ということがあります。つまり、今、犯罪は非常に増えるばかりでなく、再犯者も増えるばかりといった状況があります。第二の説明としましては国家が予算を節約したいと考えていることがあります。

そして、全体のまとめということになりますが、こういった比較法の議論では常に類似点と相違点を比較することが行われます。そこで、私は今日の話を聞いて、思ってもいなかったいくつかの類似点を見出しました。それは三つほどあります。一つは、少しの間ですが私訴制度が日本にもあったということ、第二に、これはドイツの影響のようですが、一九世紀の末に陪審制が存在したということ、第三に、これも戦前の話ですが、二つの系統の裁判権、つまり行政裁判権と司法裁判権が日本においても存在したということ、今日初めて知りました。次に、本日の議論に関連する相違点に移りたいと思います。まず、非常に大きな点としては、手続上の違い、政治上の違い、社会的な違いというものがあると思います。まず第一に手続に関して

言いますと、フランスでは非常に上手くいっているけれども、日本ではそうではないというものに行政裁判、行政訴訟があると思います。フランスでは行政裁判、行政訴訟というのは、行政に対して非常に強力な力を持っていますが、どうも日本ではそうではないようです。現在フランスでは行政裁判所に対する批判は、ほとんどありません。あるとすれば、時間がかかりすぎるという批判くらいです。それから次に、日本では上手くいって、フランスではそうではないものには調停、和解といったものがあると思います。日本では裁判官の前であるいは調停委員によって、調停が上手くいっているというのですが、フランスではあまり上手くいっていません。次に政治的な相違についてです。それは二つあります。いずれもフランスの方に有利な相違です。第一にフランスでは裁判官が、日本に比べると非常に現実を良く知っているということがあります。そして第二に、これは裁判の独立に関係するのですが、司法が独立しているということ、そして特に言えることは、各裁判官が非常に独立性を持っているということ、特に日本では最高裁判所に対する独立が非常に乏しいと言われていて、これは今日の白取先生や常本先生の報告にもありましたが、この点についてはフランスの状況は日本とは比較にならないといえます。次に社

会的な相違です。社会的な面から言いますと、フランスでは association の活動が非常に活発であることが言えます。このことは、もともと社会的あるいは政治的に association がフランスの社会で重要性を持つているということであり、その結果として裁判においてもそういった association が重要なものになるのです。これはある意味で社会的、政治的な現実の裁判への反映とすることができると思います。

次に、午前中あまり触れられなかった二つのことについて述べたいと思います。第一点はフランスでは非常に参審制への強い動きというものがありません。つまり、従来は職業裁判官が全く関与せずに裁判をする裁判所があったのですが、一、二年のうちになんかそういったものはなくなり、全てが参審制になるであろうということですが、それから、午前中もう少しこの点はこのように言うべきであったのかもしれませんが、実は、重罪院の陪審というのは非常にマージナルなものであるということですが、この重罪院の陪審というのは刑事に限られますし、重罪というように、対象となる事件も限られています。更に言えば数年前からは、テロの関係の事件、麻薬関係の事件についても陪審制は廃止されています。従って、この重罪院での陪審というのは、非常に重要性は高いのですが、統計的にいいますと、全体に占

める割合というのは非常にマージナルなものであると言えます。したがって、陪審制の政治的、あるいは法的役割というのは、フランスでは大変重要ではありませんが、ある意味では非常に象徴的なものであるということがいえます。その点からすると、最後に、問題なのは、陪審制であるか市民としての裁判官単独で審理するかは別として、この陪審制というものが必要であるというときに、それが実際に必要なのか、象徴的に必要なのか、ということであると思います。中山先生がおっしゃったことと同じことになると思いますが、仮に陪審員が数としては少ない事件にしか介入しないとしても、陪審が存在するということが自体がイメージを変えることになるといえます。それは根本的にイメージを変えることになると思います。そして、裁判というもののイメージを変えることができるならば、遅かれ早かれ裁判自体が変わるのではないかと思えます。また、この点については亘理先生が使われた言葉で、陪審制を一つの鍵だとおっしゃいましたが、その点でも同意見です。つまりそれは確かに一つの鍵なのであり、それにより門が開けられるわけですが、その後また、この改革が行われなければならぬということですが、しかし、この陪審というのはそれだけではない十分なものではありません。それで満足することはできません。

ん。白取先生、巨理先生がおっしゃいましたけれども、その他にも手続、裁判へのアクセス、被告人の防御等、改革すべき点はたくさんあります。裁判（組織）の改革と同様に手続の改革も重要です。どうもありがとうございます。

司会 どうもありがとうございます。それでは、日本側を代表しまして白取先生からまとめをお願いします。

白取（北大教授） 日本法にとつての示唆という観点から簡単に総括させていただきたいと思えます。三つのキーワードを選んでみました。「司法」「市民」「参加」です。

まず、「司法」です。「司法」をここでは歴史的に捉えてみたらどうなるだろう。そもそも、という話になりますが、歴史を見れば、本来、私人間で紛争は、何らかの形で解決されており、少なくとも、国家ができる前は国家の関与というのはあり得なかつたわけです。私人あるいはそのグループの中の長が解決していた時代もありました。そういう私人、人が集まってできた社会の中で自然に出来たはずの紛争処理機能を国家が、刑事では奪った、民事では場合によっては利用できる形で国家がそういう装置を作った、これが司法だったはずで。本来、今の市民と同じ意味ではありませんが、私人の間で行われていた紛争の解決というのを一度国家が奪い、そして、今度はその司法に

市民が改めて参加すべきでないかという議論が、再び最近のあの種のトレンドとして世界的に、かわれるようになってきたといえます。ただ、これも国によって大きな違いがあります。日本とフランスを比べてみたときに、フランスは歴史的に市民が紛争処理の装置に関わっていた、その残滓というべきか、歴史的な遺産をまだ多く抱えています。そういう過去の遺産をどう調整していくかというのが、フランスの問題のようです。しかし、日本にはそういう歴史的な市民参加の遺産というものがほとんどありません。そこに新しく作ろうという、いわば産みの苦しみというのが、今の日本の状態ではないのでしょうか。日本で市民参加、市民による司法ということが言われるようになったのは、何も先祖返りではなくて、複雑多様化した今の社会に、非常に官僚主義的な、硬化化した日本の司法が対応できなくなつたからだと思います。我々から見たときに、一見すると非常に官僚主義的なフランスの司法が実は柔軟であり、多くの市民の関わり方のいわば模範を示してくれていた、そういう点で我々にとってフランス法、フランスの司法というのは、学ぶべき点を多々持っているということが言えるかと思えます。これが一つ目のキーワード「司法」です。

二つ目のキーワードは「市民」です。「市民」は多様です。「市

「民」が多様であることを承認することから我々は始めなければいけないのではないだろうか。陪審を導入するといったときに、必ず起こっていた議論というのは「日本人の国民性に合わない」というものでした。しかし、一つの国の人間、国民、市民が一括りで一括されるほど人間というのはのつべらぼうなものなのだろうか。市民は一人一人、多様であるはずで、現に多様です。今日においては外国人がたくさん入ってきているという、ただそれだけではなく、日本の市民それ自体がいろいろな意識、価値観を持っています。市民性を高めるためには、その多様性を認めるところから始めるべきではないでしょうか。フランスの経験を知るときに、一人一人の市民の個性、特性というものが、非常に表に出てきました。午前中の、マッセ先生のお話の中でも、特定の専門職を持った市民、研修を受けた市民、あるいは退職者、いろいろな個性を持った市民がその個性に応じた、個性を生かした形で参加が可能な形が作られている、あるいは少なくとも模索されているということでした。そこに、フランスの市民社会の日本と比べたときの成熟性を見る思いがしました。これが二つ目のキーワードです。

三つ目は「参加」です。この「参加」という点においても、今日のフランスにおける非常に多様な形を、我々は知ることが

出来ました。裁判所の外での和解、調停のいろいろな解決の方法、裁く側から裁かれる側へのいろいろな援助、これももちろん「参加」です。それから、個人単位の参加だけではなくて、associationという形で、市民社会と司法をつなぐある種の中間団体を媒介とした参加、これも我々には非常に新鮮なメカニズムに映ったように思います。「司法」は他方で「参加」を広げるといふ形を通して外縁を拡張していきます。これが、周辺のな司法、proximieという言葉を用いて、これを「準(司法的)」と訳しましたが、司法の外縁の拡張ということでもあります。刑事でいうと、フランスでも、あるいは諸外国においても、さらに最近の日本でも議論される司法前処理、特に刑事では *diversion* といいます。そういう形が広がっています。ただ、ここで注意すべき点の一つあります。それは司法前処理、あるいは司法外処理の動機です。その動機はかつては、司法が余りにも負担が重いために、これを何とか軽減したい、効率化したい、安上がりの司法を実現したい、そういう動機があったことは事実です。しかし、そのような動機だけで、司法が市民化されるかという、やはりそこで留保、注意が必要であると思います。「柔らかな司法」という言葉が、マッセ先生のお話の中で出てきましたけれども、社会の一員である一人一人の市民の

関係性をあまり壊さないで、少しでも市民に対する犠牲、あるいは負担を小さくした形での司法、アメリカで流行の修復的司法というものもその一つの形であると思いますし、その波がフランスにも及んでいるという指摘もありました。この参加の多様性というのも、これからわれわれが「参加」というものを真剣に考え、制度設計していこうというときに大いに参考になる点ではないかと考えた次第です。以上です。

司会 どうもありがとうございます。それでは、この「司法と市民参加」という日本のアクチュアルな問題につきまして、フランスの方が多くの点で成熟した面があるということは、先程のマッセ先生、白取先生の総括であった通りであると思います。今日のシンポジウムでは、マッセ先生には司法と市民参加についてのフランス法の現状について、非常に明快でわかりやすい形で我々に提示していただきました。また、日本側の報告も白取先生の報告を中心に、さらにそれぞれの観点から、各先生から補足していただいて、日本の全体像もかなり明らかになったかと思えます。そういう点では、今回のシンポジウムも、実り多いものであったと思います。なお、また、討論に關しましては、吉田（克）、村上両先生の優れた通訳能力で日本語とフランス語のコミュニケーションをとっていただきました。そ

れでは、最後に本日の報告者、コメンテーター、通訳の各先生に拍手をして、終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

〔付記〕本シンポジウムは、ポワチエ大学法学部と本学部の姉妹協定にもとづく学術交流の一環として、ミシエル・マッセ教授（ポワチエ大学）を主報告者にお招きし、二〇〇〇年九月八日、本学部・高等法政教育研究センターの主催で行われた。当日の通訳については、吉田克己教授、村上裕章助教授、白取祐司教授が担当した。